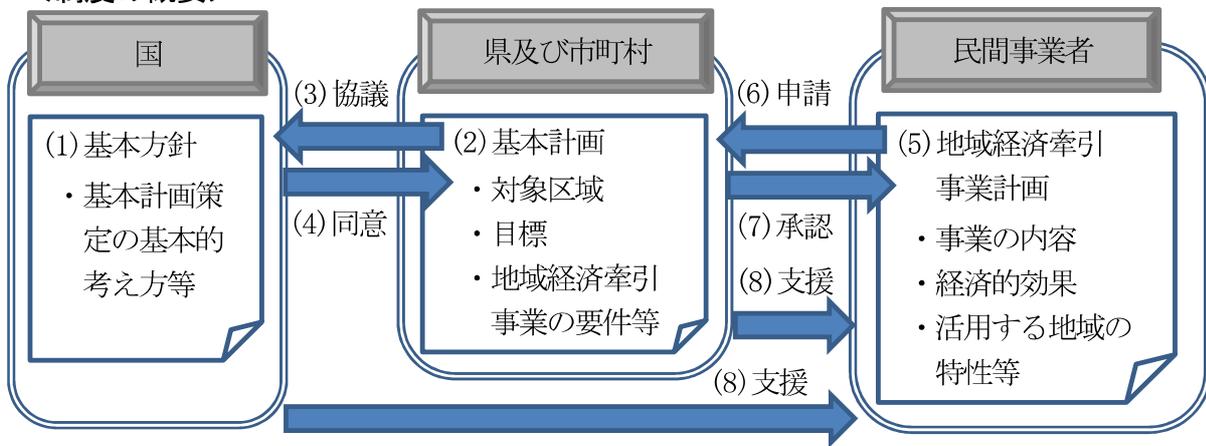


地域未来投資促進法の概要

地域未来投資促進法とは

平成 29 年 7 月 31 日に施行された「地域未来投資促進法」では、県及び市町村が策定した基本計画に基づき、地域の事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、県の承認を受けることで、先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置などの支援措置を受けることが可能となります。

<制度の概要>



主な支援措置

- 1 地域未来投資促進税制（法人税等の課税の特例） ※
先進的な事業に必要な設備投資に対する減税又は特別償却

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	取得価額×40%	取得価額×4%
上乗せ要件を満たす場合	取得価額×50%	取得価額×5%
建物・附属設備・構築物	取得価額×20%	取得価額×2%

※ 特例適用の要件等については、経済産業省のホームページからご確認ください。
https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/jigyoushi.html

- 2 サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）等における審査上の加点措置
 3 日本政策金融公庫による融資制度

神奈川県における基本計画（第2期）の概要

参考資料2

計画のポイント

本県では、ものづくり産業の集積や大学・研究機関等が持つ高度な技術、多様な観光資源や特産物といった地域の特性を生かし、成長ものづくりから観光、脱炭素関連産業まで幅広い産業分野において地域経済牽引事業を創出することによって、地域経済の活性化を図っていく。

促進区域

神奈川県全域（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村）

経済的効果の目標

1件あたり6,900万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を27件創出し、促進区域で18億6,300万円の付加価値を創出することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること（①～⑨のいずれか）】

- ①京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区を中心とした医薬品、医療機器、再生医療等製品関連産業の集積を活用したライフサイエンス分野
- ②県西地域を中心とした健康関連産業の集積を活用した未病分野
- ③さがみロボット産業特区を中心としたロボット関連産業の集積を活用したロボット分野
- ④（国研）新エネルギー・産業技術総合開発機構をはじめとした研究機関・大学・企業等が持つ環境・エネルギー関連技術を活用した脱炭素関連産業分野
- ⑤横浜、箱根、鎌倉、江の島などの県内各地域にある自然景観、温泉、都市観光、グルメ、歴史などの豊富な観光資源を活用した観光分野
- ⑥（国研）情報通信研究機構をはじめとした研究機関・大学・企業等が持つIoT、AI関連技術を活用したデジタル関連分野
- ⑦自動車、航空機部品、IT/エレクトロニクス等関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑧（地独）神奈川県立産業技術総合研究所をはじめとした研究機関・大学・企業等が持つ新素材等の技術を活用した成長ものづくり分野
- ⑨三崎のマグロをはじめとした地域食材などの特産物を活用した食品関連産業分野

【要件2：高い付加価値を創出すること】

- ・付加価値増加分：6,900万円超

【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】

- 取引額：10%増加
- 雇用者数：4%増加
- 売上げ：10%増加
- 雇用者給与等支給額：12%増加

制度・事業環境の整備

地方創生関係施策、既存支援施策の充実等、神奈川DX推進計画の策定、相談窓口の設置

地域経済牽引支援機関

（地独）神奈川県立産業技術総合研究所、（公財）神奈川産業振興センター、地域の産業振興財団、神奈川県商工会連合会、一般社団法人神奈川県商工会議所連合会、神奈川県中小企業団体中央会、神奈川県信用保証協会

《促進区域図》



《再生・細胞医療の産業化拠点として県が整備を進めるライフイノベーションセンター》



計画期間

計画同意の日から令和10年度末日まで